

## 下水道使用料見直し検討チラシについて

## 下水道使用料の見直しを検討しています

本市の下水道事業は、『農業集落排水』、『コミュニティ・プラント』及び『公共下水道』の整備により、市民の生活環境の向上と公衆衛生の確保及び公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

## ◆各下水道事業及び地域し尿処理施設の概要について

## 《農業集落排水及びコミュニティ・プラント：佐屋・立田・八開》

農村地域である旧佐屋町の一部、旧立田村及び旧八開村では、農業集落排水処理施設等が整備され、平成8年度から21年度の間には20処理施設を供用開始しています。

八開区域は当初より村営であり、佐屋・立田区域は、平成24年度に管理運営を地元管理組合から本市へ移管されました。

## 《公共下水道：佐屋・佐織》

平成15年度から日光川下流域下水道事業計画による公共下水道事業の整備が始まり、平成22年度から供用開始しています。令和3年度に愛西市污水適正処理構想の見直しを行い、整備面積の縮減を図りました。完成目標を令和12年度とし、市街化区域と住宅が密集する市街化調整区域の整備を進めています。

## 《地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）：佐織》

旧佐織町では、3つのコミュニティ・プラントが整備され、平成10年度から15年度の間には供用開始しています。管理運営は3団地（東八幡・西八幡・諸桑）の管理組合が行い、平成18年度から指定管理者制度が導入され同管理組合が引き続き管理運営を行っています。

## ◆現行の各下水道事業及び地域し尿処理施設の使用料について

1使用月につき

(消費税及び地方消費税を含む)

事業名	区域名	基本使用料	超過使用料
農業集落排水 コミ・プラ	佐屋	10 m <sup>3</sup> まで 1,320 円	10 m <sup>3</sup> 超 132 円/m <sup>3</sup>
農業集落排水	立田	10 m <sup>3</sup> まで 1,650 円	10 m <sup>3</sup> 超 143 円/m <sup>3</sup>
	八開(一般用)	1 世帯当たり 2,723 円	680 円/1 人当たり
公共下水道	佐屋・佐織	10 m <sup>3</sup> まで 1,650 円	10 m <sup>3</sup> 超 165 円/m <sup>3</sup> ※1
地域し尿処理施設	佐織(東八幡)	1 世帯当たり 3,500 円	なし
	佐織(西八幡)	1 世帯当たり 4,700 円	なし
	佐織(諸桑)	1 世帯(2 人まで)当たり 4,300 円	満 15 歳以上 1 人 500 円 2 人以上 1,000 円

※1 超過使用料：50 m<sup>3</sup>超 198 円/m<sup>3</sup>、100 m<sup>3</sup>超 231 円/m<sup>3</sup>、500 m<sup>3</sup>超 264 円/m<sup>3</sup>

【裏面に続きます】

## ◆下水道使用料の見直しをする理由について

1. 農業集落排水及びコミュニティ・プラントの使用料において、3区域（佐屋・立田・八開）の基本使用料及び算定方法は異なり料金格差は解消されていない状況です。地域し尿処理施設（佐織）の3団地（東八幡・西八幡・諸桑）においても同様の状況であり、公平性の観点から統一を目指した使用料の見直しを検討する必要があります。
2. 近年の下水道事業を取り巻く環境は厳しく、人口減少に伴う収入減少の一方で老朽化施設等の改築・更新や災害対策は急務となっています。また、令和元年度より特別会計から移行した地方公営企業会計は独立採算制を原則とし、運営においては下水道利用者の使用料で賄うため財源の確保が必要です。
3. 各下水道事業及び地域し尿処理施設において、高齢者の一人暮らしが増加する中、負担軽減を目的とした基本使用料の見直しも併せて検討します。

## ◆これからの具体的取り組みについて

1. 農業集落排水処理施設の統廃合により施設数の減少を図ること及びコミュニティ・プラント処理施設を公共下水道へ接続することで施設を廃止して維持管理費の削減に努めます。
2. 接続率の低い公共下水道において、接続促進の啓発活動を行うことで接続率の向上を図り財源確保に努めます。
3. 下水道使用料の料金改定後は、概ね3年を目安に、社会情勢や下水道需要の動向に応じて使用料の検討を行います。

この資料は下水道整備済み及び整備予定の区域で生活されている世帯を対象に配布しています。資料の行き違いや、整備予定に変更がある場合があります。その際には該当しませんのでご容赦ください。

現在、「愛西市下水道使用料等検討委員会」を開催し、下水道使用料の見直しを検討しています。検討委員会の内容については、ホームページや広報紙などでお知らせします。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、下水道整備済み区域で、下水道へ接続されていないご家庭は、早期接続へのご協力を重ねてお願い申し上げます。